

契 約 書

(訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者： 訪問看護ステーション結 _____

様（以下、「利用者」といいます）と、合同会社 TOM 'S ケアの営む訪問看護ステーション結（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、つぎのとおり契約を結びます。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

1. この契約の契約期間は _____年 _____月 _____日 から、利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日とします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の1か月前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条 （訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条 （主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条 （訪問看護サービスの内容）

1. 利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については、【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
2. 事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明を行います。
3. 事業者は、利用者の居宅にサービス従事者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して【重要事項説明書】に定めた訪問看護のサービスを提供します。
4. 利用者およびその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者およびその家族の同意をもって、新たなサービス内容を記載した【重要事項説明書】を作成し、それをもって訪問看護のサービス内容とします。

第6条 （サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録書に記入し、利用者およびその家族の希望があれば、控えをいつでも交付します。
2. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も2年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については【重要事項説明書】に定める料金を、利用者またはその家族が支払います。

第7条 （料金）

1. 利用者は、訪問看護のサービスの対価として、【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者を支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月15日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月25日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

第8条 （料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

第9条 （契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1か月間の予告期間において文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1か月間以内の通知でも、この契約の解約ができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条（訪問看護師の交替）

1. 利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が、業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対し、選任された訪問看護師の交替を申し入れることができます。
2. 事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。
3. 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選し、利用者およびその家族に連絡します。

第11条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
2. 利用者が、サービス実施日の前営業日までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第12条（秘密保持）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第14条（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第15条（身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第16条（協議義務）

利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第17条（連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第18条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

第19条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第20条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【利用者】

住 所

氏 名

印

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続 柄：

代行理由：

住 所

氏 名

印

【事業者】 大阪府枚方市三栗2丁目14-1

法人名 合同会社 TOM 'S ケア

管理者 戸井保奈

印

【事業所】 大阪市北区紅梅町1-18 エルゴ407号室

訪問看護ステーション結

(指定番号 4190761大阪府)

重要事項説明書（指定訪問看護）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年4月1日 大阪市規則第26号」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 TOM'S ケア
代表者氏名	代表 濱田智和
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府枚方市三栗2丁目14-1 TEL: 072-864-0662 fax: 072-864-0663
法人設立年月日	平成30年12月19日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション 結 (ゆい)
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号 2764190761)
事業所所在地	大阪市北区紅梅町1-18 エルゴ407号室
連絡先 相談担当者名	TEL: 080-5693-9460 相談担当者: 戸井保奈
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市内全域、兵庫県尼崎市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	合同会社 TOM'S ケアが設置する訪問看護ステーション 結(以下「事業所」という。)において実施する指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮しその療養生活を支援、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日。 ただし、祝日及び夏季（8月13日～15日）、冬季（12月29日～1月3日）を除く。
営業時間	午前9時から午後5時まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中対応。（事前予約制）
サービス提供時間	24時間対応。（事前予約制）

(5) 事業所の職員体制

管理者	戸井 保奈
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none">1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none">1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。3 利用者へ訪問看護計画を交付します。4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 1名 以上
看護職員（看護師・准看護師）	<ol style="list-style-type: none">1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 1名 以上 非常勤 2名 以上

リハビリ職員(理学療法士)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 1名 以上 非常勤 2名 以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0名 非常勤 0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 【具体的な訪問看護の内容】 1. 病状・障がいの観察 2. 清拭・洗髪等による清潔の保持 3. 療養上の世話 4. 療養生活や介護方法の指導・相談対応 5. 内服薬・カテーテル等の管理 6. 褥創の予防・処置認知症のケア 7. 精神・神経疾患のケア 8. リハビリテーション 9. ターミナルケア 10. 医療機関や施設、地域関係者との連携 11. その他、医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【指定訪問看護ステーションの場合】

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		20分未満				30分未満			
		基本 単位	利用料	利用者負担		基本 単位	利用料	利用者負担	
				1割負担	2割負担			1割負担	2割負担
昼間	看護師	314	3,491円	350円	699円	471	5,237円	524円	1,048円
	准看護師	283	3,146円	315円	630円	424	4,714円	472円	943円
早朝 夜間	看護師	393	4,370円	437円	874円	589	6,549円	655円	1,310円
	准看護師	354	3,936円	394円	788円	530	5,893円	590円	1,179円
深夜	看護師	471	5,237円	524円	1,048円	707	7,861円	787円	1,573円
	准看護師	425	4,726円	473円	946円	636	7,072円	708円	1,415円
サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		30分以上1時間未満				1時間以上1時間30分未満			
		基本 単位	利用料	利用者負担		基本 単位	利用料	利用者負担	
				1割負担	2割負担			1割負担	2割負担
昼間	看護師	823	9,151円	916円	1,831円	1,128	12,543円	1,255円	2,509円
	准看護師	741	8,239円	824円	1,648円	1,015	11,286円	1,129円	2,258円
早朝 夜間	看護師	1,029	11,442円	1,145円	2,289円	1,410	15,679円	1,568円	3,136円
	准看護師	926	10,297円	1,030円	2,060円	1,269	14,111円	1,412円	2,823円
深夜	看護師	1,235	13,733円	1,374円	2,747円	1,692	18,815円	1,882円	3,763円
	准看護師	1,112	12,365円	1,237円	2,473円	1,523	16,935円	1,694円	3,387円

【理学療法士等による訪問の場合】

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		基本単位	利用料	利用者負担	
				1割負担	2割負担
昼間	1回/日	294	3,269円	327円	654円
	2回/日	588	6,538円	654円	1,308円
	3回/日	795	8,840円	884円	1,768円
早朝 夜間	1回/日	368	4,092円	410円	819円
	2回/日	736	8,184円	819円	1,637円
	3回/日	993	11,042円	1,105円	2,209円
深夜	1回/日	441	4,903円	491円	981円
	2回/日	882	9,807円	981円	1,962円
	3回/日	1,194	13,277円	1,328円	2,656円

【指定介護予防訪問看護ステーションの場合】

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		20分未満				30分未満			
		基本 単位	利用料	利用者負担		基本 単位	利用料	利用者負担	
				1割負 担	2割負 担			1割負 担	2割負 担
昼間	看護師	303	3,369円	337円	674円	451	5,051円	502円	1,003円
	准看護師	273	3,035円	304円	607円	406	4,514円	452円	903円
早朝 夜間	看護師	379	4,214円	422円	843円	564	6,271円	628円	1,255円
	准看護師	341	3,791円	380円	759円	508	5,648円	565円	1,130円
深夜	看護師	455	5,059円	506円	1,012円	677	7,528円	753円	1,506円
	准看護師	410	4,559円	456円	912円	609	6,772円	678円	1,355円
サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		30分以上1時間未満				1時間以上1時間30分未満			
		基本 単位	利用料	利用者負担		基本 単位	利用料	利用者負担	
				1割負 担	2割負 担			1割負 担	2割負 担
昼間	看護師	794	8,829円	883円	1,766円	1,090	12,120円	1,212円	2,424円
	准看護師	715	7,950円	795円	1,590円	981	10,908円	1,091円	2,182円
早朝 夜間	看護師	993	11,042円	1,105円	2,209円	1,363	15,156円	1,516円	3,032円
	准看護師	894	9,941円	995円	1,989円	1,226	13,633円	1,364円	2,727円
深夜	看護師	1,191	13,243円	1,325円	2,649円	1,635	18,181円	1,819円	3,637円
	准看護師	1,073	11,931円	1,194円	2,387円	1,472	16,368円	1,637円	3,274円

【理学療法士等による訪問の場合】

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		基本 単位	利用料	利用者負担	
				1割負 担	2割負 担
昼間	1回/日	284	3,158円	316円	632円
	2回/日	568	6,316円	632円	1,264円
	3回/日	426	4,737円	474円	948円
早朝 夜間	1回/日	355	3,947円	395円	790円
	2回/日	710	7,895円	790円	1,579円
	3回/日	534	5,938円	594円	1,188円
深夜	1回/日	426	4,737円	474円	948円
	2回/日	852	9,474円	948円	1,895円
	3回/日	639	7,105円	711円	1,421円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

※サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1 回につき所定単位数の 25/100、深夜の場合は、50/100 に相当する単位が加算されます。

【指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合】

訪定 と問 期 連 介 巡 携 回 す 看 ・ 随 場 事 業 対 所 応	請求の別	利用者 介護度	要介護1～4の利用者				要介護5の利用者			
			基本単位	利用料	利用者負担		基本単位	利用料	利用者負担	
					1割負担	2割負担			1割負担	2割負担
1月	看護師	2,935	31,404円	3,141円	6,281円	3,735	39,964円	3,997円	7,993円	
	准看護師	2,876	30,773円	3,078円	6,155円	3,660	39,162円	3,917円	7,833円	
日割り	看護師	97	1,037円	104円	208円	123	1,316円	132円	264円	
	准看護師	95	1,016円	102円	204円	120	1,284円	129円	257円	

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。

※当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における、1 月あたりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

当事業所における 1 月あたりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の 85/100 となります。

※<指定訪問看護ステーション・病院又は診療所の場合>

主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途、医療保険による訪問看護の提供となります。

※<指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合>

主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、当該指示の日数に応じて、1 日につき 1037 円(利用者負担額:1 割 104 円、2 割 208 円)を減算します。

【指定訪問看護ステーション・病院又は診療所の場合、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合（加算）】

(1) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担		算定回数等
			1割負担	2割負担	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	6,672円	668円	1,335円	1月に1回
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	6,382円	639円	1,277円	
特別管理加算（Ⅰ）	500	5,560円	556円	1,112円	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	250	2,780円	278円	556円	
専門管理加算	250	2,780円	278円	556円	1月に1回
ターミナルケア加算	2,500	28,500円	2,850円	5,700円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（死亡月に1回）
遠隔死亡診断補助加算	150	1,668円	167円	334円	死亡月に1回
初回加算Ⅰ	350	3,892円	390円	779円	初回のみ
初回加算Ⅱ	300	3,336円	334円	668円	
退院時共同指導加算	600	6,672円	668円	1,335円	1回あたり
看護・介護職員連携強化加算	250	2,780円	278円	556円	1月に1回
複数名訪問加算（Ⅰ）	254	2,824円	283円	565円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分未満（1回につき）
	402	4,470円	447円	894円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分以上（1回につき）
複数名訪問加算（Ⅱ）	201	2,235円	224円	447円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30分未満（1回につき）
	317	3,525円	353円	705円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30分以上（1回につき）
長時間訪問看護加算	300	3,336円	334円	668円	1回あたり
看護体制強化加算Ⅰ	550	6,116円	612円	1,224円	1月に1回
看護体制強化加算Ⅱ	200	2,224円	223円	445円	
口腔連携強化加算	50	556円	56円	112円	1月に1回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	66円	7円	14円	1回につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	33円	4円	7円	1回につき

要介護度による区分なし

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。
別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍、その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ) 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ) 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※看護・介護職員連携強化加算は、たん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。

※複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※地域区分別の単価(2級地 11.12円)を含んでいます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 ①通常の事業の実施区域 ②通常の実施区域に隣接する市区町村 200 円（税抜）を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までの営業時間内にご連絡の場合	不要
	当日にご連絡の場合	1 提供あたりの料金の 50%を請求いたします。
当日までご連絡なくキャンセルの場合。又はご不在の場合	1 提供あたりの料金の 100%を請求いたします。	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合においては、キャンセル料は請求いたしません。		
③エンゼルケア	ターミナルケア加算とは別途、10,000 円（税抜）を請求いたします。	
④各種プログラム	サービス提供時間数を超過もしくは、指定された訪問日以外で各種プログラムを希望される場合は、超過分ないし実費を請求いたします。	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	1) 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2) 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）いたします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	1) サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い 2) お支払いの確認をいたしましたら、お支払い方法の如何に関わらず領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず支払い期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払い

の督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右記のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	戸井保奈
	イ 連絡先電話番号	Tel : 080-5693-9460
	ウ 受付日及び時間	9:00~17:00 土日祝は休み

※担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などによりご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	戸井保奈
-------------	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4) 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
<p>②個人情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2) 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 0 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名： _____ 続柄： _____ 住 所： _____ Tel : _____ 携 帯： _____ 勤 務 先： _____
【主治医】	医療機関名： _____ 氏 名： _____ Tel : _____

1 1 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】	所在地： Tel : Fax : 受付時間：9：00～17：30(土日祝は休み)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名： 所在地： Tel : 担当介護支援専門員：

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	訪問看護事業者総合補償制度
補償の概要	訪問看護事業者賠償責任保険 居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険

1 2 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額
(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有 無	利用料	利用者 負担額
月				円	円
火				円	円
水				円	円
木				円	円
金				円	円
土				円	円
日				円	円
1週あたりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(3) その他の費用

①交通費の有無	(有 ・ 無) サービス提供1回あたり…	円
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです	

(4) 1か月あたりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）
とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- 1) 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- 2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ①苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ②管理者は、社員に事実関係の確認を行う。
 - ③担当者は、把握した状況を社員とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ④対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 合同会社 TOM'Sケア 訪問看護ステーション 結（ゆい）	所在地：大阪市北区紅梅町1-18 エルゴ407号室 TEL：080-5693-9460 受付時間：9:00～17:00(土日祝は休み)
【市区町村（保険者）の窓口】	所在地： TEL： Fax： 受付時間：
【公的団体の窓口】	所在地： TEL： 受付時間：

1.9 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府枚方市三栗2丁目14-1
	法人名	合同会社 TOM'Sケア
	代表者名	濱田 智和 印
	事業所名	訪問看護ステーション 結（ゆい）
	説明者氏名	戸井 保奈 印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

重要

24時間対応体制についてのお知らせとお願い

【医療保険】24時間対応体制加算とは？

24時間対応体制加算は、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応可能で、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にあるものとして、地方厚生（支）局長に届け出た訪問看護ステーションにおいて、看護職員（准看護師を除く）が指定訪問看護を受けようとする者に対して当該体制にある旨を説明し、その同意を得たときに、月1回に限り所定額に6,400円を加算します。

1. 利用者等から看護に関する意見を求められた場合に常時対応可能な体制であること。
2. 必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にあること。
3. 地方厚生（支）局長に届け出ていること。
4. 利用者に説明、同意を得ていること。
5. 利用者に対して、訪問看護ステーションの名称、所在地、電話番号及び時間外や緊急時の連絡方法を記載した文書を交付すること。
6. 電話での対応や緊急に指定訪問看護を実施した場合は、その日時、内容、対応状況を訪問看護記録書に記録すること。

加算の種類	金額
24時間対応体制加算	6400円/月

【介護保険】 緊急時訪問看護加算とは？

緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算します。

1. 都道府県に届出をしていること。
2. 利用者・家族等の相談や連絡に 24 時間対応できる体制であること。
3. 計画していた訪問以外の緊急訪問ができる体制であること。
4. 利用者・家族に書面での説明を行い、同意を得ていること。

加算の種類	金額
緊急時訪問看護加算	※574 単位/月

~~~~訪問看護サービス提供に関する同意書~~~~

この度、合同会社TOM'Sケアが運営する訪問看護ステーション結における、

- ① 【医療保険】 24時間対応体制加算
- ② 【介護保険】 緊急時訪問看護加算

上記①②におけるサービス提供について、十分な説明を受けましたので、同意致します。

令和 7 年 月 日

説明者名： 戸井保奈

利用者名： \_\_\_\_\_

保護者名： \_\_\_\_\_

(※自署不能もしくは未成年者の場合)

## 個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）は、下記記載の内容で、事業者が個人情報を必要最低限の範囲内で使用、提供することに同意します。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 令和 7 年 月 日                             |    |  |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----|--|
| 事業者    | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 大阪府大阪市北区紅梅町1-18 エルゴ407号                |    |  |
|        | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 合同会社 TOM'S ケア 訪問看護ステーション結<br>代表社員 濱田智和 |    |  |
| 利用者    | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                        |    |  |
|        | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 印                                      |    |  |
| 利用者家族  | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                        |    |  |
|        | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 印                                      | 続柄 |  |
| 使用する目的 | <ul style="list-style-type: none"><li>介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。</li><li>介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整に必要となる場合。</li><li>サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合。</li><li>利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。</li><li>利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。</li><li>介護保険事務に関する情報提供の場合。</li></ul> |                                        |    |  |
| 利用期間   | サービス提供契約期間に準ずる。                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |    |  |
| 利用条件   | 個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供にかかわる目的以外に利用しません。また、契約期間外においても第三者に漏らしません。                                                                                                                                                                                                                     |                                        |    |  |

訪問看護ステーション結

